

事 務 連 絡
令和元年 8 月 19 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 85 号）等については、「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和元年 8 月 19 日保医発 0819 第 10 号）等により、令和元年 10 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。



〈 別添 1 〉

医科診療報酬点数表関係

問 1 消費税率の引上げに伴い、既に入院している患者に対しての差額室料やおむつ代の同意書の取扱いについて、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（平成 26 年 4 月 4 日付け事務連絡）別添 1 の問 54 と同様か。

（答）そのとおり。徴収額に変更がある場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。なお、選定療養に係る届出等、各厚生局に届け出ている額について、変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある（同事務連絡の別添 1 の問 55 参照。）。

医科診療報酬点数表関係（D P C）

問 1 令和元年度診療報酬改定(消費税改定)において、DPC/PDPS について包括となる期間が変更となった分類等、算定の取り扱いはどのようなになるか。

(答) 入院期間の起算日は入院の日とし、9 月 30 日までは改定前の算定方法、10 月 1 日以降は改定後の算定方法とする。

なお、診断群分類区分 010070xx01x1xx、010070xx9901xx、010080xx97x4xx、161000x201x0xx については、入院期間Ⅲが変更となる。また、120040xx99x3xx については、包括算定の診断群分類区分から外れて出来高算定の診断群分類区分となる。

これらの診断群分類区分について、改定前後で包括算定と出来高算定が切り替わる場合があることに留意すること。

入院期間が改定前後にまたがる場合であって、当該入院期間中に診断群分類区分が変更され、差額調整を行う場合は、9 月分までは改定前の点数及び医療機関別係数に基づき調整する。

以下の例についても、上記と同様の取り扱いとする。

- ・ 同一の診断群分類区分であって、9 月 30 日までは入院期間Ⅲをこえて出来高で算定し、入院期間Ⅲの変更（期間の延長）により、10 月 1 日以降再び包括算定となる場合。
- ・ 同一の診断群分類区分であって、10 月以降に当該診断群分類区分が出来高算定となる場合。
- ・ 9 月分として選択した診断群分類区分と、10 月以降の退院時に選択した診断群分類区分が異なり差額調整が必要となる場合。

